

令和8年度 経商産政委第14号 常設型マッチングプラットフォーム構築業務 公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月22日

静岡市 経済局 商工部 産業政策課

1 業務の目的

A I等のテクノロジーの急速な発展や物価上昇によるコストの増大、人材不足の深刻化など、市内企業を取り巻く経営環境は大きく変化している。こうした環境の中、市内企業が持続的に成長していくためには、他社との協業により自社にはない技術やサービスを取り入れ、経営課題の解決や新規事業の創出などを行うオープンイノベーションの手法が効果的であり、特に革新的な技術・ビジネスモデルを有するスタートアップとの協業に取り組むことが重要である。

本業務は、市内企業が抱える経営課題の解決及び新規事業の創出に向けて、スタートアップとの協業ニーズ等を常時 Web サイトで提示し、スタートアップからの提案を受け付けてマッチング等を行う常設型マッチングプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を構築することにより、市内企業とスタートアップとの協業を促進することを目的とする。

※プラットフォーム

専用 Web サイトを活用した市内企業の協業ニーズ等の提示、スタートアップからの提案を受け付け、両者のマッチングを常時行うほか、マッチング後の協業プロジェクトの組成、実証事業の実施までの支援を実施する仕組みを総称するもの。

2 業務の概要

（1）業務名

令和8年度 経商産政委第14号 常設型マッチングプラットフォーム構築業務

（2）業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

（4）見積上限額

9,000,000円（消費税額及び地方消費税額**10%を含む**）を見積金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

3 参加資格

公募型プロポーザル参加資格要件として、次の条件を全て満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止の期間中でないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。

- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 静岡市内に本社、本店を有していること。

4 共同事業体での企画提案

本公募において、複数の法人・団体により構成される共同事業体（以下、「共同事業体」という。）による企画提案を可能とする。なお、共同事業体で参加する場合は以下の点に注意すること。

- (1) 代表となる事業者を定め、代表構成員として扱うこと。
- (2) 他の事業者は、当該共同事業体のその他構成員として扱うこと。
- (3) 提案書に、共同事業体について次の項目を明記すること。
 - ① 成立時期・解散時期
 - ② 構成員の所在地及び名称
 - ③ 共同事業体代表者の名称
 - ④ 構成員の出資・業務負担の割合、業務内容
- (4) 提案書に、各構成員の担当項目、業務の責任所在を明記すること。
- (5) 契約候補者に選定された場合、契約の前に、構成員で共同事業体協定書を締結したうえで、その写しを提出すること。
- (6) 同一業務において、単独で本公募に参加した事業者は、他の共同事業体の構成員になることはできない。
- (7) 同一業務において、複数の共同事業体で、同時に構成員になることはできない。
- (8) 共同事業体を構成するすべての団体が、「3 参加資格」の（1）から（5）までの条件を満たすこと。また、代表構成員については、「3 参加資格」の（1）から（5）までの条件に加え、（6）の条件も満たすこと。
- (9) 共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りではない。
- (10) 再委託先は構成員に含めない。

5 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和8年 10月22日（木）	産業政策課ホームページ上で公開
質問受付期間	10月22日（木）から 11月4日（水）正午まで	質問票【様式5】を提出
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	11月18日（水）正午まで	専用フォームから提出

書類審査結果の通知 (実施した場合)	11月20日 (金) 午後5時まで	※詳細「9」記載のとおり
ヒアリング審査	11月24日 (火)	※詳細は「10」記載のとおり
審査結果の通知	11月25日 (水) 中	ヒアリング審査の参加者に 電話及び書面にて通知 (書面は後日送付)

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

6 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、以下URLから提出すること。電話及びファックスでの提出は受け付けない。

<URL><https://logoform.jp/form/79j2/1827842>

(1) 受付期間

令和8年10月22日 (木) から11月4日 (水) 正午まで

(2) 回答方法

回答を作成し、令和8年11月6日 (金) 午後5時までにホームページに掲載する。

7 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 参加申請書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】
- ③ 受託実績報告書【様式3】
- ④ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- ⑤ 履歴事項全部証明書
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書 (直近3年分)
- ⑦ 納税証明書 (直近3か月以内のもの)
 - ・国税: 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税: 静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- ⑧ 企画提案書 ※詳細は「8」記載のとおり
- ⑨ 参考見積書 (様式任意)
 - ・事業実施にかかる経費の詳細が分かる内容とすること。
 - ・業務概要の項目ごとに経費内訳を示し、可能な限り単価を記載すること。
 - ※経費内訳及び単価の記載が十分でない場合、再提出を指示する可能性がある。
 - ・見積上限額 **9,000,000円 (税込)** を超えないこと。

(2) 提出期限

令和8年11月18日 (水) 正午まで

(3) 提出方法

上記(1)の提出書類については、以下URLから提出すること。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/1827868>

※ロゴフォーム上の回答フォームは、1ファイルあたり10MB以下、1回答あたり100MB以下の容量制限がありますのでご注意ください。

8 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書は、仕様書の内容を十分に踏まえ、以下の提案項目ごとに作成すること。

- ① プラットフォームの仕組み
 - ・市内企業とスタートアップとの協業等の促進に寄与する効果的なプラットフォームの仕組み
 - ・常設型マッチングプラットフォームにより目指す姿
 - ・令和8年度から令和11年度までのロードマップ
 - ・他のスタートアップ関連施策や支援機関等との役割分担
- ② 専用Webサイトの機能
 - ・スタートアップとの協業ニーズ等の提示
 - ・スタートアップからの提案受け付け・マッチング
 - ・その他、効果的なプラットフォームの運営に必要な機能
- ③ 運用フロー・体制
 - ・協業ニーズ等の発信の方法
 - ・スタートアップからの提案募集及びスタートアップとのマッチングの方法
 - ・協業プロジェクトの組成、実証事業の支援の方法
 - ・運用に必要な人員・体制
- ④ 市内企業のスタートアップとの協業ニーズの発掘

※令和8年度及び令和9年度以降の実施内容の提案を行うこと。

 - ・市内企業の募集
 - ・協業ニーズの構造化及び言語化等に関する支援
- ⑤ 市役所各課のスタートアップとの共働ニーズの発掘

※令和8年度の実施内容及び令和9年度以降の実施内容の提案を行うこと。

 - ・共働ニーズの構造化及び言語化等に関する支援
- ⑥ 人員配置・スケジュール・類似事業の実績

※令和8年度及び令和9年度以降の人員配置・年間スケジュールの提案を行うこと。

 - ・人員配置
 - ・スケジュール
 - ・類似事業の実績

(2) 企画提案にあたっての参考事項

企画提案書の作成にあたり、以下の事項を参考とすること。

- ① 令和9年度以降におけるプラットフォームの運営方法の想定
 - ・委託による運営を想定しており、委託内容は、本業務によるプラットフォームの全体設計を

踏まえて検討する。

- ・年度当初から一定期間は本業務の受託者へ委託し、その後は再度、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定することを想定している。

※委託経費の額については、令和9年度当初予算の編成過程において検討し、市議会の議決を経て決定する。

② 令和9年度以降のプラットフォームの事業目標の想定

- ・協業ニーズ等の提示数：年間100件以上（うち常時20件以上）
- ・スタートアップからの提案件数：年間200件以上
- ・市内企業とスタートアップとのマッチング件数：年間40件以上
- ・市内企業とスタートアップとの協業による実証事業の実施数：年間20件以上

※実証事業の実施にあたっては、市内企業に対して実証事業に要する費用の助成を行うことを想定している。助成の金額や件数等については、令和9年度当初予算の編成過程において検討し、市議会の議決を経て決定する。

(3) 書式等

- ① 企画提案書は目次を付け、提案項目毎に該当するページ番号を記載すること。
- ② スライドサイズはA4（横）または16:9、データ形式は.pdfまたは.pptxとすること。なお、フォントサイズは10.5pt以上とすること。
- ③ 企画提案書は30頁以内とし、ヒアリング審査での説明時間（20分以内）で説明できるよう簡潔な内容とすること。
- ④ 企画提案書のデータサイズに定めはないが、モニター投影に支障のない範囲で軽量化すること。また、企画提案書をプロポーザル審査会の審査員に送付する際に、データの軽量化を求める場合は協力をする。
- ⑤ 企画提案書は、テキスト及び画像で構成すること。なお、ヒアリング審査において、企画提案書の内容を補完するために動画や操作デモを使用することを認めるが、資料提出段階においては、該当ページはテキスト及び画面キャプチャ等で示し、主旨が分かるようにすること。

(4) その他留意事項

- ① 参考見積書記載の金額の増額は不可能であることを了承の上、提案すること。
- ② 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ③ 企画提案書の提出は、1者につき1提案とすること。
- ④ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

9 書類選考（1次選考）

(1) 実施方法

- ① プロポーザル参加者が8者以上の場合は書類審査を実施し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。

なお、プロポーザル参加者が7者以下の場合は書類審査を省略し、ヒアリング審査のみ実施する。

- ② 書類審査は、本市が設置するプロポーザル審査会における審査員が企画提案書の内容について企画提案審査基準（別紙１）に基づき項目ごとに数値化して採点する。
- ③ 書類審査の実施結果等については、令和８年１１月２０日（金）午後５時までに通知する。

10 ヒアリング審査（２次選考）

（１）実施日

令和８年１１月２４日（火）（詳細な時間は、別途通知する。）

（２）開催場所

静岡市産学交流センター B-nest ７階 演習室３
（静岡市葵区御幸町３番地の２１ペガサート６階・７階）

（３）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおり。
 - ア 準備：５分
 - イ 説明：２０分
 - ウ 質疑応答：１５分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者が行うこと。
- ③ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」を用いて説明すること。また、企画提案書の内容を補完するために、動画や操作デモを利用することを認める。
- ④ プレゼンテーションの出席者は、４名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。
- ⑥ モニター（HDMI 端子）は事務局が用意する。プレゼンテーションについては、オフライン環境でも実施ができるように準備をすること。
- ⑦ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

（４）評価者

本市が設置するプロポーザル審査会における審査員が評価を行う。

（５）企画提案の評価

- ① 企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙１）に基づき項目ごとに数値化して採点し、得点が最も高い者を本委託業務の候補者とする。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。
- ② 同点により該当者が複数存在した場合は、最も多くの審査員から第１位（合計点が最も高い者）に評価された者を候補者とする。
- ③ 第１位の評価を受けた者が同数であった場合、該当者の中から委員の多数決により候補者を選定する。

（６）要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の選定をしない。

- ① 審査員の１名でも満点の５割を下回る評価をした場合
- ② 審査員の評価点の合計が満点の７割を下回った場合（最低基準点）

11 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) ヒアリング審査の集合時刻に集合しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

12 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

- (1) 申請期限

審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）後の正午まで

- (2) 説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して3日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行うこととする。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

13 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

14 問合せ

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）
静岡市 経済局 商工部 産業政策課 スタートアップ支援係
Tel 054-354-2313
E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

常設型マッチングプラットフォーム構築業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
全体設計	①仕組み	・市内企業とスタートアップとの協業等の促進が期待できる効果的な仕組みとなっているか。 ・本事業による目指す姿・ロードマップが効果的かつ実現可能な内容となっているか。	5点	× 3	15点
	②専用Webサイトの機能	・事業を進めるうえで必要な機能が不足なく備わっているか。 ・市内企業とスタートアップとの協業等を促進するために効果的な機能が備わっているか。	5点	× 2	10点
	③運用フロー・体制	・協業ニーズ等の発信やスタートアップの募集・マッチング手法が効果的で、より多くのスタートアップからの応募やマッチングが期待できる内容となっているか。 ・マッチング後から実証事業までの支援方法が効果的で、事業化が期待できる内容となっているか。	5点	× 3	15点
業務内容等	④市内企業の協業ニーズの発掘	・市内企業の募集について、スタートアップとの協業に関心を有する市内企業の掘り起こしや参加の促進が期待できる内容となっているか。 ・協業ニーズの構造化・言語化等について、スタートアップ等との協業の進展が期待できる内容となっているか。	5点	× 5	25点
	⑤市役所各課の共働ニーズの発掘	・共働ニーズの構造化・言語化等についてスタートアップ等との共働の進展が期待できる内容となっているか。	5点	× 2	10点
体制評価等	⑥人員配置・スケジュール	・業務を適切かつ着実に実施できる企画運営能力・実績を持つ人員が、適切な数配置されているか。 ・提案内容及び実施スケジュールが具体的かつ実現可能な内容となっているか。	5点	× 3	15点
	⑦類似事業の実績	・類似業務の実績などから、業務の円滑かつ効果的な実施が見込めるか。	5点	× 2	10点
合計					100点